

法と文学

— 文学の利用（Ⅱ） —

大 嶽 浩

1 はじめに

一般に、法の「初期の学習」は、学習する人が置かれている環境あるいは、どのような目的で学習しようとしているのかという意欲によって「法学概論」的理解を目指す立場と「法学入門」的理解をめざす立場とに分かつことができるが、前者の立場での初学者は「文学作品」を利用して法を学習する際に、当該作品に、どのような意味を見出すことができるのであろうか。筆者としては、

- 1 概論性
- 2 物語性
- 3 教養性
- 4 普遍性

の4点を提示する⁽¹⁾。

文学作品を利用する「法学習」は、「社会あるところに法あり」といわれるように、法も文学も社会から離れて独立して存在するものではない、という認識を、先験的に学習者が持つことが前提になる。およそ「法は言語、神話、宗教、道徳、経済などと同じく文化の一部である」から、法を十分に理解したいと願うならば学習者は、まず、「社会を、これらすべてを含めたものとして見わたさなければならない」からである。このことは初学者一般に要求される、学習に際しての基本的な心構えであって、法も文学も社会の一部であってみれば、今の法を理解しようとする社会と、その文学が表現している社会とは性格を異にするのであるから、学習者は、そのことを十二分に弁えたうえで、「過去の社会の作品の全部または断片を利用して今の社会における法を理解、学習する」のである。過去の「作品」の表現（もしくは背景）の言説には、今の社会の意識を介し読み取ることが出来る「法ないし法的なもの」および、たとえ明瞭に顕れていなくとも、今の社会の意識に影響を与えていることで「背景にひそんでいるとおもわれる法ないし法的なもの」が、必然的に存在しているのである^{(2)、(3)}。

社会を介在した「法と文学」の関係については、はやくから勝本正晃先生が、その著『文藝と法律』（改造社、昭和4年）で「文芸と法律（は、）こう並べて見ると如何にも不調和に見える」（同書、3頁）が、「…法律の世界の実相を明白にするが為には、法律そのもののうちに沈潜して、内部から其構造を探究ること、もとより必要であるが、更に、法律の世界と対立し、又は相交錯する…（文学の）世界から…其実相や距離を測定することが必要である」（同書、6頁）と、のべておられる。文学は、その人間の〈社会生活の記録〉であるから、たとえ一見

して文学的情操であっても、そこには「社会生活の規範であり、人の生活を外部より制約する(法律)」(勝本正晃『法律より見たる日本文学』岩波書店、昭和7年、3頁)の観念が潜んでいるのであるから、「法の学習に文学作品を利用することは法の理解に、大いに、寄与する」のは必然的のように思われる⁽⁴⁾。

そこで小稿においては、「法学概念」的理解を目指して初学者が文学作品を利用することで、その作品に感じることができると思われるの4つの性質を、客観的および主観的に分けて提示してみることにする⁽⁵⁾。

2 客観的性質について

文学作品を利用する「初期の学習」には、利用する人の環境に関わりなく、一様に、当該作品中に生じているものとして、法の「概論」性および「物語」性の存在を認めることができる。存在を「所与」のものとして、提示してみることにする⁽⁶⁾。

(1) 概論性の存在

まず、法の「概論」性についてである。

カントが、その『純粋理性批判』で法を定義するに際し、数学や哲学を定義するのと比較して「法学者は今もなお、法の概念に対する定義をさがし求めている」(Noch suchen die Juristen eine Definition zu ihrem Begriff von Recht.)と「揶揄」しているように、実際のところ、法とは何かを正確に述べることはほとんど不可能のように思われる。しかし、文学の世界においては、作品の言説(または、行間もしくは背景にあると想定するもの)をかりて定義することは可能であって文学作品は、2つの観点からみる、それぞれの観点において、法の基本的な仕組みを、常に、提供する⁽⁷⁾。

一つは、法の歴史的/時間的<感覚>の観点からみたものである。

私たちの社会は一般に、初学者が法律を自分たちのものであるとする感覚をもつことがまれであって、かえって、「法律」というと「刑法」(犯罪者を逮捕し処罰するもの)であるという、いうならば「暗い、規制的あるいは抑圧的」イメージ、あるいは「窮屈で面倒なもの」という、国民均一のイメージを刷り込もうとする機会が多く用意されている社会である。しかし、偉大な作家の言説は、このような国民に均一に、長い年月をかけて刷り込まれたイメージを払拭させる力を本能的に、正比例的に永く、維持・発揮しており、読み手は複数回読み込むことで、読むごとに、漸次、このイメージが逡減していくことになるのである⁽⁸⁾。

二つは、法の現実的/空間的<適用>の観点からみたものである。

現代の裁判制度は民事裁判と刑事裁判とを区別して運用されているが、初学者の意識においては両者の区別が十分に理解されていないようである。この区別は近代において発達した新しい技術であるから、永い日本の文化、伝統的精神から鑑みれば当然の事態であるといえるかもしれない。しかし、現在は民刑統合の大きな試みが展開されているとはいえ、やはり初学者においては原理的な違いはしっかりと認識する必要がある。今の法の思考方法が2項図式になっていることを認識するためには、まず「法」と「法律」の区別の理解から始めるのが妥当であると思われるところを、文学作品はこの要求に、常に、応えているのである⁽⁹⁾。

文学作品は、その社会性ゆえに、時間と空間を超えて初学者に法の本質を理解することのできる諸々の契機を提供する責務があるともいえるが、その任をよく果たしている作品は「古典」と呼ばれているものだけである。つまり、対象となる作品は、歴史的に永く、読み継がれていることがまず、前提条件であり、ついで、「読む」に耐え得るものでなければならない。「読む」とは、今の社会に、それぞれの読み手が作者の〈既・体験〉をそれぞれの立場で、現実的に広く、一個人に取り入れることができるほどに、「多くの人の接触に耐え得ることができること」を意味する⁽¹⁰⁾。

「古典」とされる作品のなかには、往々にして、明白に未完のものがあつたり、あるいは少なくとも読み手からは未完にしか捉えられないものがあつたりするが、これらは、学習の対象としては除外されるべきであろうか。ガダマーは「芸術作品（は）表現されることによって初めて完結する」とのべているが、これは学習者の立場からすれば「すべて文学的芸術作品は読書において初めて自己を完結しうる」ことであるから、初学者は作品が、完成しているかどうかに関係なく古典（あるいは偉大な作家の作品）を学習に利用ればよいのである⁽¹¹⁾。

また、「法学入門」的学習を指導する専門家の立場からする「法律学」は、一般に「立場交換の社会」を前提にして思考し、それを「権力が乱用されないように規制する学問」であるとして、権力が乱用されないように細かい手続を定めておこうとするのであるが、古典たる文学作品はたとえ、未完の様相を示していても、常に、そのような思想・観念が、読み手の主体的な概論的か、入門的かという都合に関係なく、客観的に潜んでいるから、そうした作品は初学者にとっても、かけがえのない学習の素材といえよう⁽¹²⁾。

(2) 物語性の存在

ついで、作品に所与のものとして、その存在を認めることのできる2番目のものは「物語」性である。

法の適用は伝統的な理解に則すれば、最終的（全2段階の第2段）には具体的妥当性と一般的確実性の実現を目的とした法解釈が施されることになるが、最初に、「事実の認定」が行われることになるところ、初学者には「事実と真実」の判別／作業がうまく行えず、厳格な「事実」認定が下されがたい現状にある。しかし、作品には「（一国の）永い歴史、その歴史に顕現する人々の現実の生のあり方を架橋する“物語”」が展開されており、作品を読み込むことで「事実の認定」の手続／精神が読者に伝えられることとなる⁽¹³⁾。

カフカは「コーラスのうちでなら、ある種の真理は存在している」（カフカ 辻編訳『実存と人生』理想社、1996年、120頁）というが、「コーラス」を、主人公（＝当事者）ではないが、さりとて番人（＝為政者／装置）でもないところの、傍観者／非当事者の代名詞とでもいふべき立場と捉えるならば、〈コーラスのうちでなら〉「真実」が存在することを逆説的に解釈すれば、初学者が「真実」と対比すべき「事実」は、主人公の言説のうちには「真実」を推測させるものは含まれておらず、その言説は「事実」を淡々とのべているのであるからして、主人公のいわんとしている趣旨を読み手がトレースする、そのトレース自体が即事実の認定／作業の訓練となるのである⁽¹⁴⁾。

「小説家が文学者の異名となる」ほどに、「小説」は表現したいものを「事実」という形象

で、作品中の主人公に託して文字で表現する。「小説」では、常識的知覚が社会的推移に追従するのが手いっぱい、とても「visionの創造まではとても手が廻らない」のが通常であるから、結果論的に、読み手は「物語」をトレースすることで法の事実の認定の手續／精神に触れることができることとなるのである⁽¹⁵⁾。

3 主観的性質について

文学作品を利用する「初期の学習」には、利用する人の意欲（＜繰り返し＞の意欲、あるいは＜感情移入＞の意欲）に応じて、各様に、当該作品中に生じることになるものとして、それぞれ法の「教養」性の涵養あるいは「普遍」性の認識を期待することができる。涵養と認識を「所造」のものとして、提示してみることにする⁽¹⁶⁾。

(1) 教養性の涵養

まず、法の「教養」性の涵養についてである。

「法律」というものはどのような法律であろうともすべて、その本来的な性質上、たとえ特別な事情の下にできた法律であったにしても、法律として、その「立法者の思惑を超えて、時代そのものの精神とし、理念としているところをやどしているもの」であり、かつ「人間生活に内在する動きの力を、精一杯表明しているもの」でもある。また、法律の技術的構成はそれとして、その精神とするとところは、初学者にも理解し得るものであり、また、理解されねばならないものである。したがって、法律は、一方においては理論深き哲学でもあり、他方には興味ゆたかな芸術でもありうるのであるからこそ、初学者は作品をとおして今の法律の精神の理解が可能になるのであって、偉大な作家の作品は、読む人の意欲に応じて法の教養性を涵養することになるのである⁽¹⁷⁾。

涵養は、作品が一般に、多くの人の時間と空間を超越した作品との＜つきあい＞の「再開・再現」に耐えてきたという社会的・歴史的な「事実」／「抽象的認識」を形成し、それを基盤としつつも、一個人の生涯的に、折りに触れ、作品との複数回の＜つきあい＞をした個人的・現時的な「現実」／「具体的生活」を、それと融合することにより、ようやくに作品の中に潜んでいる法的知識を現実化・顕在化させることができることになるものであるところ、偉大な作家の作品はなおのこと、他者（または、それを含む社会もしくは場合によっては含まない社会）と自己の、それぞれの観点からの＜繰り返し＞の意欲に耐えられるものとなって存しているからこそ、醸成されるのである⁽¹⁸⁾。

＜繰り返しして読む＞には、作品全体を知っていなければならない、そして「すべての部分は部分に関係づけられ、全体から理解される」ことを理解してこそ、初学者は真に「教養」性を「体得」できるところ、古典には柔軟性があるため、＜部分は全体に、全体は部分に＞を繰り返しながら、始めが終わり、終わりが始めとなりながら「語られている」ものを読み取っていくことができ、たとえ物語の中途までは仮想的・非現実的なものでありえても、「全体を読み終わったとき初めて現実的になる」ことを期待できるのである⁽¹⁹⁾。

「教養」性は、読み手の＜繰り返し＞の意欲に応じて「体得」されるものであるから、一個人としては、その年齢に応じて読まなければならない。対象にされる「作品」が言語表現によ

る文学作品であれば、文学とは「意味を充電させた言語」であって、「偉大な文学とはまさに能うかぎり意味を充電させた言語」であり、その言語の「役割はなにか」といえば「明らかに伝達のためにつくられたものであり、明らかに、伝達のために使用されている」。文学作品は「意味→言語→文学」の移行の経過／成果であるが、法的現象・意味も当然に「充電された言語」に詰められているのであるから、文学作品を利用するということは逆の移行の経過つまり「文学（作品）→（法的）言語→（法的）意味」の移行の経過を辿ることにほかならないから、「充電されている（法的）言語」のなかに法的問題・意味を放電し、または自然放電されたものを確認し、さらには、それらがどのような意味をもつのかという努力／作業が、年齢に応じて、折りに触れて当然に必要となるのである⁽²⁰⁾。

(2) 普遍性の認識

ついで、作品に所造のものとして期待される2番目のものは法の「普遍」性を具体的に認識し、理解できることである。

人の生活は、有史以来あまねく「幸福を求めてやまぬ強い欲求につらめかれている」が、<強い>欲求は、外部からの安寧を乱す侵害行為に逢着するに際して発揮される自己主張の意思表示の基盤になるところの、社会の秩序形成に資しようとして外に向かう「生存を危なくする反対勢力を除去しようとする」<感覚>および、その対極にある自己の精神維持に資しようとして内に向かう「共生に値するものを内にとりこもうとする」<感覚>を、せめぎ合いながら結果的に作品の奥深くに沈潜させることにもなっている。それらの<感覚>は、その性質上、文学上の仮定的なものであるから、<強い>欲求を扱った作品であればあるほどに比例して、奥深く作品中に沈潜することとなっているからこそ、その<感覚>を直截に理解することはほとんど不可能といわざるを得ず、単に、読み手の<感情移入>の意欲に応じて、現実的には、復讐「感」あるいは契約（関係）「感」のいずれかの情念で、読み手に「体感」あるいは「感得」されるのみである⁽²¹⁾。

まず、「復讐」感についてみてみれば、この復讐という現象は「洋の東西、時の古今を問わず、人類の共同生活において、ある時期において必ず一たびは経過せざるべからざる社会的進化の経路において現れる現象」であって、偉大な作家の作品は、いわば当然に、生存を危なくする反対勢力を除去しようとする<感覚>を、沈潜させている⁽²²⁾。

「復讐」感は、なかでも、とくに「悲劇」作品において、よく沈潜している。「学ぶことは哲学者にとってのみならず、他の人々にとっても同じように最大のたのしみである」から、哲学者（文学者）が「悲劇」作品の言説に沈潜させている「復讐」感を、読み手は「子供のころから人間にそなわった自然の傾向」である再現（模倣）行為により、最初にくものごとの本質を学ぶことになる。「本質／実物」を体験するは不可能／苦痛であっても<感情移入>することで<個別の>復讐<感>を体感できるのであって、人生において「一たびは経過せざるべからざる苦痛（悲劇－復讐<感>）」を、いわば間接的知識として学ぶことができるのは、「人間が再現されたものをよるこぶ」資質を享有しているからであり、このことも当然な／自然な傾向であるとされ、これらのことは「経験によって証明」されているところでもある⁽²³⁾。

つぎに、読み手の、<感情移入>の意欲に応じて「感得」できるものとして契約（関係）

「感」を提示することができる。契約は社会によって課せられる「非契約的<要素>」を伴って初めて存立し得るもので、モースの贈与の問題でいえば多くの社会や時代では、違う状況下で、「個人および／ないし集団は、与える義務、あるいは与えられた場合、受け取る義務だけでなく、受けとった時、与えられたものを返報する義務、同じモノ（あるいはその等価物）であれ、さらに多くのあるいはよりよい何かを返報する義務」を感じているのであるが、<何が、そうさせているのか>を納得できることは非常に困難である。しかし、本質的な解明が困難であるにもかかわらず、一方において贈与は「与える人と受けとる人との間に二重の関係を作りだす」性質ゆえに、贈与行動のなかには、契約一般に共通の「ありとあらゆる策略と駆け引きの巨大な分野」が潜在的に含まれることになり、<感情移入>の意欲に応じ、共生の感覚（甘え）を醸し出している非契約的<要素>を認知することで、種々の契約形態の<共通>の契約（感）を感得できるのである⁽²⁴⁾。

法の原初的な精神形態は、今日の眼でみれば、人と人の<感情>を整序することであり、具体的には<復讐>感と<契約>感という2つの情念をいかに認識して、理解するかということにつきるものであるからこそ、人間の共同生活が始まって以来、「社会あるところ法あり」の文化のもとでは、それらは文学作品のなかで、当然に扱われることとなっているのである。すなわち、「不幸な家庭はどこともその不幸のおもむきが異なっている」から、不幸や不条理・復讐および、それらに関連した事柄を扱う偉大な作家の作品の言説・背景からは各種・各様の個別の復讐<感>を、そして「幸福な家庭はすべて互いに似かよっている」から、幸福や正義・契約（約束）および、それらに関連した事柄を扱う偉大な作家の作品の言説・背景からは唯一・絶対の共通の契約<感>を、それぞれ、読み手の<感情移入>の意欲に応じて、それぞれ「体感」し、「感得」できるのである⁽²⁵⁾。

4 おわりに

一般に、法学の学習は平面的で味気ないものになりがちであるといわれる。そこで、「うるおい」と「情趣」をもたらすことができないであろうかという主旨のもとで、文学作品からの引用文を学習に利用しようとする方策が試みられるのであるが「入門的」理解のためであれば、この場合の文学作品の引用は、法のいちいちの概念の理解にあたっての、ひとつの単なる（附属扱いの）補助手段という手段としての位置づけ、あるいは場合によっては、そうした法の学習にあってもその法の理解をより満足させるための相並立する補完手段ということになるであろう。これに対して、初学者の法概念的学習は作品中の「うるおい」とか、「情趣」とかいった諸々情感のなかに必ず「法的なもの」が先天的に存在するとして、その存在している法的なもの、あるいは、むしろこちらの方の場合が圧倒的であろうけれども、仮に潜んでいると学習者が主体的に推測したものを先天的に存在していると措定して、作品を利用しようとするものである。補助手段あるいは補完手段として文学作品を扱うのではなく、社会との関係を一時的にせよ考慮しない場合があるにしても、そうした状況をむしろ積極的に肯定する<文学作品が先に存在する>というスタンスでの学習である⁽²⁶⁾。

それでは利用する作品には、「法律用語の定着」に資するような「法律小説」とも呼ばれるほどに法に関する明白な記述を期待してもよいであろうか。確かに、わが国では、たとえば

「民法施行以来100年以上になるが、法律行為という言葉は、物権とともに、まだ世俗上定着していない」(水本浩著 内田勝一補訂『民法(全)(新版)』(有斐閣、2000年)73頁)のは紛れのない事実(一法概論的学習めざしている者の現実-)であって、これは文学作品のなかで「法学入門」的理解を目論んでの読み方をよしとしない、すなわち、法と文学を別個のものとして扱い両者の密接な関係を追究しようとし、あるいはく受け入れようとし、保守的／伝統的な精神的風土があるからであろう。しかし一方において、明治維新時に時の政府が、江戸幕府が結んだ条約を、これは日本国を代表して結んだ条約であるとして尊重して「粘り強く、条約を改正するという努力を続けて、それに違反する行動をとろうとしなかった」という歴史的事実もあるが、このことは、明治の指導者の法律感覚が、たいへん優れていたのであり、たとえ明白な記述で表現されていなくともこのような姿勢・精神は、国民の一部である政治的指導者の思考ばかりではなく、文学界を含め広く思想界の文学的言説のなかに、確実に・継続して溶け込んでいる／いくものという進歩的な進取的風潮も存在していると捉えてよいであろう。文学の利用は非常に有用であると提示する由縁でもある⁽²⁷⁾。

プラトンが『パイドロス』でソクラテスに、「(人々が)文字というものをまなぶと、記憶力の訓練がなおざりにされるため、その人たちの魂の中には、忘れっぽい性質が植えつけられることだろう…それはほかでもない、彼らは、書いたものを信頼して、ものを思い出すのに、自分以外のものに彫りつけられたしるしによって外から思い出すようになり、自分で自分の力によって内から思い出すことをしないようになる」と語らせているように、あまりにも明瞭な法的言説はかえって、初学者に固定的な観念を刷り込むことになりかねないのであって、むしろ、そのような作品の利用は避けられるべきであり、直接的に言説に拠りかかるようなことは禁止されるべきである、と捉えるべきであろう。社会との関連を常に念頭において著されている偉大な作家の作品は、そのような柔軟な性質のものであるからこそ、初学者の学習の対象の作品に相応しいといえるのである⁽²⁸⁾。

この、偉大な作家の作品には法的なものが必ず存在するとして作品を利用する学習は、具体的には、個人(一人)で作品全体を3段階の手順を踏む(「まず「読み」、ついで「理解し」、そして最終的な目的として「楽しむ(生きる)」)学習法である。つまり、初学者に対して、全く、「学習の助言は必要ない」のであって、この点が、当該学習法の形式的ではあるが、また本質的な特質でもある。したがって、法学概論的学習は、自己の法的な理解・感性をアウトプットして、その趣旨を他者に理解してもらうための〈配慮〉の必要がなく、インプットだけに意をもちればよいから、文学作品は存在そのもので、法の「概論」性と「物語」性が認められ、読み手の意欲次第で法の「教養」性を涵養し、「普遍」性を理解できることになるのである⁽²⁹⁾。

- (1) 小稿では「法学概論」を、「法を専門としない人達に、法の仕組み全体についての大きな展望を与えるべきもの」(三ヶ月章『法学入門』弘文堂、昭和57年初版、平成13年23刷、4、5頁)と定義し、〈法を専門としない人〉とは、「法を専門にしようとする人に施される法学教育(Legal Education)の対象外にある人」とするが、そこには、「実体法解釈の技術を直接使う職業に就くわけでもない大多数の法学部生」(宮澤節生『法過程のり

アリティ 法社会学フィールドノート』(信山社、2001年)「はしがき」参照)を含める。なお、公民教育としての「法(関連)教育」(Law-Related Education)ーアメリカの場合ーについては、たとえばCenter for Civic Education/江口勇治監訳『テキストブック わたくしたちと法』(現代人文社、2001年)を参考。日本では、法務省が学校教育での司法や法律に関する学習を強化するための方策を検討する「法教育研究会」を平成15年7月29日に発足させている事にみられるように、近年の司法改革にもなって一般人向けの啓蒙に力が注がれる機運がもりあがっているようにかんじられる(日本経済新聞 平成15年7月29日 夕刊 18面参照)し、また「法学教育」向けの雑誌たとえばジュリスト(有斐閣)においても2004年4月15日号(No.1266)で「法教育の充実をめざして」と題して特集を組んでいる。

- (2) 碧海純一『法と社会』(中公新書、昭和46年)4頁参照。人は「社会との関係がなくては、けっして生きてゆくことができない」というのは、かのダニエル・デフォーの『ロビンソン・クルーソー』の主人公が、孤島で生活していても「合理的な経済人」のモデルとしてとりあげられるのが好例であろう(さしあたり勝本正晃「商法典廃止論ー民法の商化ー」(『民法・著作権法上の諸問題』創文社、昭和49年、25~56頁所収)、小室直樹「「経済人」ロビンソン・クルーソーの行動」(山本七平『勤勉の哲学 日本人を動かす原理』PHP文庫、1992年、294~298頁所収)および日本経済新聞 平成17年9月17日「春秋」欄を参照)。
- (3) 「社会あるところに法あり」(Ubi societas, ibi ius.)という、この古い法格言に関しては「…私は不幸此の有名なる句の出所を知るを得ぬ(田中耕太郎「世界法の理論」)…」(高梨公之『法の名言とことわざ集 その出典・背景・事件 人物のすべて』日本ライフブックス、昭和47年、43頁)と評されるほどに、この句は古くから「…法と社会との密接なる関係を明瞭にして余りがある」(同)のであり、また、永く受け継がれてきたということについては「…近代市民法の性格をあいまいにさせるという評もあるが、法が社会規範であることを浮彫りしていることは間違いない」(同)のである。なお、「新たな法学教育」の観点からも「…人間生活における法的な事象の意味を、広く社会的な文脈で明らかにしてゆくことは…それなりの意味を持ち得る…」(六本佳平『日本の法と社会』有斐閣、2004年、「はしがき」)とされている。
- (4) 先生は、法の学習に、より意味あらしめる作品の出現を「偉大なる文芸家にして同時に偉大なる法律家」(勝本・前掲『文藝と法律』6頁)にまつとされるが、「偉大なる人」とは、「人生の真の姿を深く洞察する(人)」(小室金之助『法律家シェイクスピア』新潮社、1989年、235頁)のことであり、小稿ではこの意味で用いる。
- (5) 利用する文学「作品」の対象は、文字表現によるものに限らず絵画、映像など広範に認められてもよいであろう。アランがいうように「大作家は言葉によって描くすべを心得ているだけのこと…」(アラン/桑原武夫・杉本秀太郎訳『文学のプロポ』中公クラシックス、2002年、169頁)であるからである。とはいえ、「人間精神の凡ゆる手段は言葉の中に蔵されている。言葉について嘗て省察したことのないものは、全然省察しなかったも同然である」とアラン自身がのべているように(稲富榮次郎『人間と言葉』理想社、昭和25年、

- <序>参照)、初学者による利用の効用については、まず、文字表現の作品を念頭におくべきであり、小稿もそのように取り扱うこととする。
- (6) 「法は所与か所造か」については、たとえば水波朗『法の観念』(成文堂、昭和46年、63～80頁)を参照。
- (7) カントのこの言葉を「嘲笑」(フリチョフ・ハフト/平田公夫訳『正義の女神の秤から—ヨーロッパ二千年の流れ—』木鐸社、1995年、238頁)ととらえたり、そもそも「定義をいまだに尋ね求めている始末である」(カント/篠田英雄訳『純粹理性批判 (下)』(岩波文庫、1976年、32頁)とするほどに、正面からの定義は困難ということである。
- (8) 石松善助「法に対するイメージ」(日本文化会議編『共同討議 日本人にとって法とは何か』研究社、昭和49年、232～249頁所収)参照。
- (9) 柴田光蔵『ことわざの法律学』(自由国民社、1997年)268頁参照。既存のさまざまなレベルの「境界」が流動化し「融ける」現象を直視し、その相互の関連性を正確に把握することが「現代の法律学」の基礎的作業として必要だとして企画された渡辺浩/江頭憲治郎編集代表『融ける法 超える法 [全5巻]』(東京大学出版会、2005年)も、その「刊行にあたって」において、「公法」と「私法」の峻別を西洋法の思考の中核の一例としている。なお、星野英一『民法のすすめ』(岩波新書、1998年)は、第1章の冒頭で「法」と「法律」の区別の必要性を説く。すなわち、「わが国では、法学習者を含め一般に、「法」と「法律」の言葉を区別することなく、同じ意味のものとして使用している…(しかし)これを区別して用いるのが厳密である」(同、13頁)と。また、善家幸敏『法学概論』(成文堂、初版昭和43年)も本文を「はじめに、法と法律という言葉の区別について…ふれておきたい」(同書、1頁)から、はじめている。
- (10) 広く、古典と呼ばれるものは「テキストの柔軟性という特質をも同時にそなえ、多種多様な読解と借用を許すもの」(ピーター・ヘーア/時安邦治・樋口明彦訳「古典を読み解く」思想2005年10月号、6～26頁所収、17頁)でなければならず、たとえ特殊的には「この作品には、<社会小説>といった味わいもまったくない」(ベンヤミン 高木久雄・佐藤泰彦訳「小説の危機」(『ヴァルター・ベンヤミン著作集7』晶文社、1982年、165～176頁所収、172頁)と評される場合もあるが、普遍的には「…後の変形作品の強力な影響が(今の)読者の意識をあらかじめ規定することで以前の(社会の)作品や原作の読みを決定する…」(岩尾龍太郎『ロビンソン変形譚小史』みすず書房、2000年、3頁)と評されるように、およそすべての作品はどのような形であろうと<社会>の関連において存在する。なお、偉大な人は「作品の副産物、老廃物」(野崎六助「追悼・ウールリッチ」(中日新聞 平成17年8月26日 夕刊 12面)になるほどに作品に託しこんでいるのであるから、いわゆる古典としての評価がさだまっていない作品の場合であれば、「作者」が「偉大な人」であること、つまり、人生をよく知っていることが必要となる。
- (11) ガダマー著 轡田収他訳『真理と方法 I』(法政大学出版局、2000年)240頁参照。
- (12) 上野裕久「法学的思考とその他の思考」(ジュリスト1987年2月15日号、57頁所収)参照。
- (13) 佐藤幸治『憲法とその“物語”性』(有斐閣、2003年)66頁参照。

- (14) ソポクレス作 呉茂一訳『アンティゴネー』（岩波文庫、2003年）では、コロス（舞
唱団）を「テバイの長老たちより成る」（同、6頁）とし、ソポクレス 福田恆存訳
『オイディプス・アンチゴネ』（新潮文庫、平成16年）では、「テバイの長老よりなるコー
ラス」（同、108頁）とする。なお、アンチゴネーの最後に、コロス（コーラスの長）が発
するセリフで「叡智（「慮り」）こそが仕合わせにとって何より大いなるもの」とされるが、
傍観者の「真実」は「人間にとってのもろもろの善と悪とに関しての、ことわりを伴った
真なる行為可能状態」（水波・前掲書、228頁）たる「思慮」に基づくものである。
- (15) 小林秀雄『私の人生観』（角川文庫、昭和55年）123頁および131頁参照。
- (16) リルケの言葉（後期詩集「ナルシス」）をかりれば、「自分の投げたものを捉えているう
ちはすべてはまだ巧妙」にすぎないのであるけれども、偉大な作家の作品が「正確で／た
くみな曲線をえがき／神の偉大な架橋に見られるような曲線をえがきながら」、読み手の
「中心に向かって投げつける毬」を、「とつぜん」読み手が捉えるときに、「初めて捉え得
ることが一つの能力」となるのであるから、たとえ捕球の「技」であっても、意欲
しだいで「教養」性、「普遍」性はどこまでも広く、深く追究できる性質のものである
（富士川英郎訳者代表『世界名詩集大成 7 ドイツ篇Ⅱ』（平凡社、昭和33年）390頁参照）。
- (17) 牧野英一『法学的教養』（春秋社、昭和24年）2、3頁参照。一般に教養のある人とは
「古今の文献に通じている人」を指すことが多いが、初学者の法の「教養」性を、「自分が
社会の中でどのような位置にあり、社会のためになにができるかを知っている状態ある
はそれを知ろうとしている状況」（阿部謹也『「教養」とは何か』講談社現代新書、2003年、
56頁）を体得することと捉えれば、2項図式の「峻別の精神」をまず理解しなければなら
ない。すなわち、法的「教養」とは物事を判断し意思決定する「能力」であって、一々の
断片的な法的概念の理解にとどまるものではない。小稿における「教養」性も、そのよう
に捉える。
- (18) 中川剛『文学のなかの法感覚』（信山社、1997年）252頁参照。もっとも、ベンヤミンが
いうように、表現されたものは「構想のデスマスク」であるから、作者の脳裏に描いた構
想を後世の、今の社会の読み手が解釈するには一層の努力が必要となり、理解の内容も人
によって各様になるのも自明のことといわざるをえないであろう（読売新聞 平成16年3
月10日 朝刊 1面 「編集手帳」欄参照）。本来的に芸術作品は「それが本来属してい
たところにおいてのみ、真実の意味をもつ」とはいえ、読者が意欲をもって「再構成」す
るならば、「（今の、一の）世界に属して初めてその意味が完全に規定される」ことにな
るのである（ガダマー・前掲『真理と方法 I』244頁参照）。
- (19) 三木清『読書と人生』（新潮文庫、平成3年）109頁参照。
- (20) エズラ・パウンド 沢崎順之助訳『詩学入門』（富山房百科文庫、昭和54年）27～29頁
参照。
- (21) トルストイ 米川和夫訳『人生論』（角川文庫、平成16年）275頁参照。
- (22) 穂積陳重『復讐と法律』（岩波文庫、1982年）27～29頁参照。
- (23) アリストテレス／松本仁助 岡道男訳『アリストテレス詩学 ホラーティウス詩論』
（岩波文庫、2001年）27、28頁参照。

- (24) モーリス・ゴドリエ著 山内昶訳『贈与の謎』(法政大学出版局、2000年) 15~17頁参照。なお、日本社会に特有だとされる「甘え」については種々の捉え方があるが、小稿では「他者に接近し、そしてその相手と一体になりたいという、そういう感情ないし行動」(小島武司「大塚久雄 川島武宜 土居健郎『「甘え」と社会科学』(弘文堂)・書評」(時の法令 昭和55年7月23日号、25、26頁所収、25頁))と捉えられる。
- (25) トルストイ 木村浩訳『アンナ・カレーニナ(上)』(新潮文庫、平成14年) 5頁参照。
- (26) 末川博編『新版 法学入門』(有斐閣、昭和55年)「序」参照。しかし「文学に現れる『法律』、特にその執行者である『法律家』は、由来、好ましいものとして書かれ(てい)ない」(大野正男『裁判における判断と思想』日本評論社、1969年、55頁)のが現実で、法学が「パンの学問」(シラー「世界史とは何か、また何のためにこれを学ぶのか」浜田正秀訳『美的教育』玉川大学出版部、1984年、65~85頁所収)と揶揄されたり、法の「卑俗さ」(伊藤正巳『近代法の常識』有信堂、昭和37年、4~6頁参照)が責められたりする。刑法学者の葬式の弔辞で「故人は法学士なれど人情厚く」と、述べたところ、「法律家なれどとは何だ。法律家は一般に不人情みたいじゃないか」(長尾龍一『文学の中の法』日本評論社、1998年、2頁)と、列席した法学者たちの怒りを買ったという話もつたえられているほどである。このように、「現代の法律に…人情は存在しない」(坂口安吾『墮落論』角川文庫、昭和62年、88頁)のであり、「六法全書に『愛』はない」(河合隼雄 加藤雅信編著『人間の心と法』有斐閣、2003年、81頁)というような評価が定着しているように、一般的には、文学は法の「入門的学習」に積極的には必要ない、と考えられているようである。
- (27) 橋爪大三郎『人にとって法とは何か』(PHP新書、2003年) 174頁参照。しかし、欧米諸国の作品には、たとえばルイス・キャロル 福島正実訳『不思議の国のアリス』(角川文庫、昭和62年)の第11章「だれがパイを盗んだか?」のなかで、アリスをして、アリスくらいの年頃の子が陪審員のことを「陪審がかり」(juryman)といているのを、その用語のすぐあとで正式な用語である「十二人の陪審員」(the twelve jurors)を表記することにより、「ジュアリーメン」が「ジュアラー」であることを初心者を読みとらせようとするなど、さりげなく配慮>を見て取ることができる事例に接するにつれ、わが国の作品に法的な観念を見て取ることが少ないのもまた事実であろう。
- (28) プラトン著 藤沢令夫訳『パイドロス』(岩波文庫、1999年) 134、135頁参照。なお、黒崎政男『カオス系の暗礁めぐる哲学の魚』(N T T出版、2001年) 46頁をも参照。
- (29) 三ヶ月・前掲『法学入門』 5頁参照。なお、キルヒマン「法学の無価値性」(田村五郎訳『概念法学への挑戦』有信堂、昭和33年、1~49頁所収)の議論は法学概論的学習の場合には、必要ない。偉大な文学者の作品を利用する法学概論的学習には「立法者が三つの言葉を訂正すれば全文庫は反故となる」(同、28頁)というような事態が生じることはないからである。しかし、別途、法における<配慮>の問題(前掲・注14参照)の考察は必要となるだろう。